

平成17年度市県民税

改正 均等割と 配偶者特別控除

問 税務課
☎49 3 1 1 1
(内線 2 3 2)

税制改正に伴い、平成17年度の個人の市県民税が変わります。

平成17年度の市県民税の納付書を6月1日付けで、発送します。給料から市県民税が引かれる「特別徴収」のかたは、会社を通じて5月未までに、税額の通知書が配布されます。

特別徴収

給与所得者で、毎月の給料から市県民税を会社が差し引いてくれる方法です。通常は、6月から翌年5月までの12回で納付していただきます(均等割額以下の税額の場合は6月1回)。所得税とは違い、前年中の確定した所得を基に決定した税額です。ボーナスなど一時金からは天引きしません。

普通徴収

市から送られる納付書で直接納付する方法です。納期は6月、8月、10月、翌年1月の年4回で、口座振替も利用できます。

市県民税は均等割と所得割との合計です

市県民税には、各納税義務者税金を納めなければならない(た)が一定額を負担する均等割と、その納税義務者の所得の多少に応じて負担する所得割とがあり、その合計額が市県民税額となります(図1)。

所得割額の計算のしかた

所得割額の計算のしかたは、図2のとおりです。

なお、平成11年度以後は、定率減税として、算出した税額から15%(市県民税合わせて最高4万円)が控除されています。

変更点1

妻に対する均等割非課税措置を段階的に廃止

これまで、夫に市県民税均等割(市民税3,000円、県民税1,000円)の納税義務がある場合、妻の均等割は非課税でした。今年度からは、一定の所得(扶

所得税と市県民税との違い

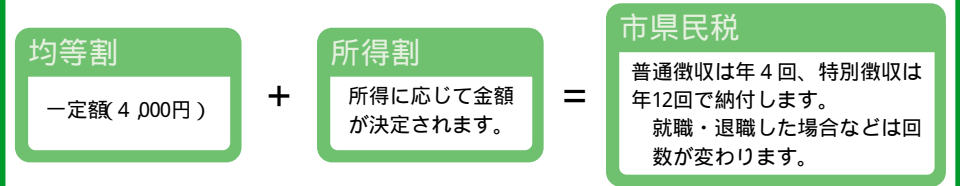
所得税の場合

対象となるのは、1月から12月までの所得などで、給与所得者であれば、所得税は、あらかじめ定められた率で、毎月給料やボーナスなどから差し引かれますが、12月に年末調整を行い、その年の所得税の清算を行います。自営業者や中途退職者などは、3月15日までに確定申告をして、所得税を納付(または還付)します。

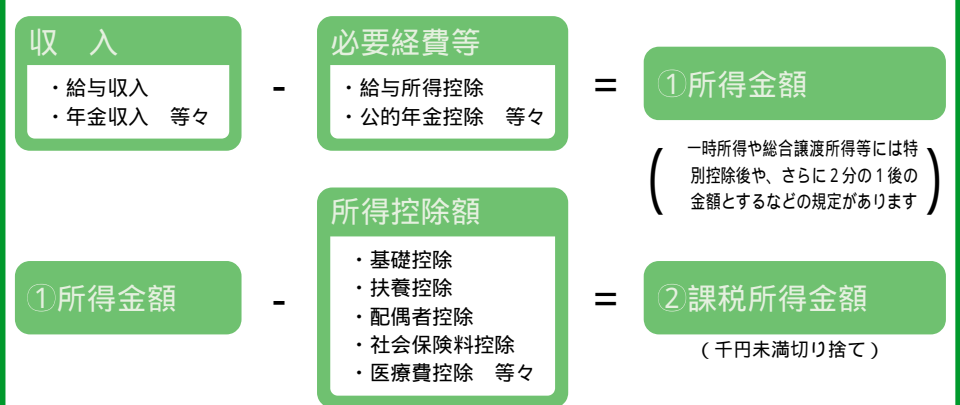
市県民税の場合

対象となる所得などは、所得税と同様ですが、その所得を基に計算し確定した税額を翌年6月から納付していただきます。このため、学校などを卒業して就職した最初の年は、前年に対象となる所得がなければ、市県民税は課税されません。逆に、定年退職などで現時点で所得が無くなった場合でも、前年の所得に基づいて市県民税が課税されます。

(図1) 市県民税のしくみ



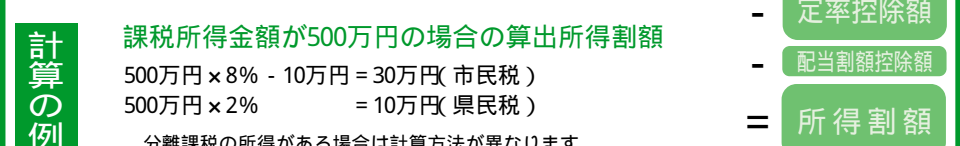
(図2) 所得割額の計算のしかた



(算出 所得 割 額)



課税所得金額	市民税		県民税	
	税率	速算控除	税率	速算控除
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円超～700万円以下	8%	100,000円	3%	70,000円
700万円超	10%	240,000円	3%	70,000円



計算の例